

公 示 書

福井県敦賀市鉄輪町1丁目7番3号に所在する敦賀駅前合同庁舎駐車場施設の営業希望者の募集を、下記のとおり公示する。

令和7年3月26日

敦賀駅前合同庁舎所管庁
金沢国税局長 長内 昌三

記

1. 公募概要

(1) 駐車場施設（屋外駐車場 68 台うち 6 台は官用）の営業を希望する者。なお、営業日は使用許可通知に示す日とする。

ただし、入居官署の行事等のため駐車区画を制限する日があることに留意する。

(2) 施設使用は有償。施設営業に必要な光熱水料は、別途事業者の実費負担とする。

2. 使用許可期間

使用許可の日から5年間とする。

ただし、必要に応じ一度に限り更新することができる。

3. 応募者の参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、使用許可を受けるために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4. 公募説明資料の交付、説明

日 時：令和7年3月27日（木）から令和7年4月10日（木）まで
9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分
（土曜日及び日曜祝日を除く）

場 所：〒920-8586 石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎3階
金沢国税局 総務部 会計課 営繕第一係

内 容：企画提案書等の作成要領及び施設の概要などに関する説明。

注意事項：説明を受けていない者の応募は一切認めない。

5. 企画提案書等及び見積書の受付

日 時：令和7年3月27日（木）から令和7年4月11日（金）まで
9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分
（土曜日及び日曜祝日を除く）

場 所：〒920-8586 石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎3階
金沢国税局 総務部 会計課 営繕第一係

6. 照会先

〒920-8586 石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎3階
金沢国税局 総務部 会計課 営繕第一係

TEL 076-231-2131 FAX 076-260-7055

7. 留意事項

- （1）近隣の交通渋滞緩和のため、閉庁日の駐車場の使用許可を行うものである。
- （2）使用許可期間途中での事業終了の申し出があった場合は、原則として使用料の返還は行わないものとする。
- （3）使用許可にあたっては、企画提案書等及び見積書の審査を実施する。